

最新外国為替管理
法規全集(附録)縮刷版
(昭和54年版奥付)

定価 3,000円

昭和五十四年五月二十五日 七版発行

發行所 外國為替研究協会

發行人 蜂 峰 眞 幹

東京都目黒区鷺番三一六一一

電話 東京03 (712) ○一四四番

振替 東京二一八 五〇一四四番

大阪市大淀区天神橋七一〇番

太星平印石社

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

印 刷 人 所 大 横 06 太 星 平 印 石

五十音順索引凡例

一 法令・通牒の配列は、各名称の頭文字を比較し、次の順序によつて配列した。

- (1) カタカナ（五十音順）
- (2) ひらがな（五十音順）
- (3) アルファベット（ABC順）
- (4) 漢字（五十音順）

二 清音、半濁音、濁音は、清音—半濁音—濁音の順序に従つた。

三 頭文字が同字のものは第二字目、第二字目まで同字のものは第三字目というように、順次、次の字句の比較により配列した。なお、名称中（ ）内の字句は比較の対象外としたが、その結果同名称のものが二以上出来る場合は、（ ）内の最初の文字により先後を決めた。

四 (4)漢字において同音異字のものは、画数の少ないものを先にした。ただし、数字は数の順序に従つた。

五 同名称の法令・通牒は、公布年月日の早いものを先にした。

六 名称の頭符号、(●)は本書掲載の法令・通牒、(◎)は最新外国為替管理法規全集参照の法令・通牒を示す。

なお、下部の法①、法②、法③は、最新外国為替管理法規全集法令編第一綴、第二綴、第三綴。通①、通②、通③は、同通牒編第一綴、第二綴、第三綴を示す。

あ の 部

- アジア開発銀行への加盟に伴う国債の発行等に関する省令……(昭和四一、九、七 大蔵省令第五二号) 法五三五

- アジア開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律……(昭和四一、八、二四 法律第三三八号) 法五三四

- アフリカ開発基金への参加に伴う措置に関する法律……(昭和四八、六、二六 法律第三八号) 法五三八

- アメリカ合衆国軍隊等を相手方とする輸出取引に関する省令……(昭和二七、七、一六 日為管甲第三六八号) 通②(E) 参照

- 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律……(昭和二八、一一、一六 法律第二六七号) 法①参照

- 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の施行期日を定める政令……(昭和二八、一二、二四 政令第四〇〇号) 法①参照
- 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律……(昭和二九、四、二 日為管甲第五三五号) 通③(L) 参照

い の 部

- 委託販売輸出保険のん補範囲の解釈について……(昭和三九、一二、二五 三九通局第一二七五二号) 通③(K) 参照

え の 部

- 円建輸送契約及び保険契約に対する為替管理法令の適用について……(昭和二九、四、二 日為管甲第五三五号) 通③(L) 参照

- 円平価の決定について……(昭和二八、五、一二 大蔵省発表) 通三四

- 小笠原諸島の復帰に伴う通貨の交換手続等に関する省令……(昭和四三、六、二六 大蔵省令第三四号) 法①参照

- 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律……(昭和四三、六、一 法律第八三号) 法①参照

- 大蔵大臣の許認可等の職権の特例を定める省令……(昭和三〇、九、一二 大蔵省令第五四号) 法一四〇

- 沖縄の復帰に伴う外國為替及び外國貿易管理法令の適用について……(昭和四七、五、一一 藏国第二〇〇一号) 通
- 沖縄の復帰に伴う外國投資家に係る株式の所有の認可等に関する省令……(昭和四七、五、一一 日為第三五号) 通

- (昭和四七、五、八 大蔵、厚生、農林、通産、運輸、郵政) 法①参照
 建設省令第二号
- 沖縄の復帰に伴う国税関係以外の大蔵省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(抄)
- (昭和四七、五、一 政令第一五〇号) 法①参照
 ○沖縄の復帰に伴う通商産業省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(抄)
- (昭和四七、四、二八 政令第一一〇号) 法①参照
 昭和四六、一二、三一 法律第二九号) 法①参照
 ○沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律(抄)
- (昭和二五、一、二八 総理府・大蔵省・通産省令第一号) 法 一九
 ○外國為替及び外國貿易管理法の一部の施行期日を定める政令(昭和三四、一二、一 政令第三七五号) 法①参照
 ○外國為替及び外國貿易管理法の一部の施行期日定める政令(昭和三四、一二、二九 政令第四一三号) 法①参照
 ○外國為替及び外國貿易管理法の一部の施行期日を定める命令(昭和二五、一、二八 総理府・大蔵省・通産省令第一号) 法 一九
 ○外國為替及び外國貿易管理法の一部の施行期日を定める政令(昭和三四、一二、一 政令第一九一号) 法①参照
 ○外國為替及び外國貿易管理法の一部の施行期日を定める政令(昭和二五、六、一四 政令第一九一号) 法①参照
 ○外貨預金運用手続に関する件(昭和三一、五、二〇 為第三五九三号) 通①(D-I) 参照
 ○外貨預付に関する業務方法書(昭和三五、一二、二七 法律第一七三号) 法四五五
 ○外貨貸付に関する業務方法書(昭和四九、一、一六 現在) 通一五七
 ○外貨預金運用手続に関する件(昭和三一、五、二〇 為第三五九三号) 通②(E) 参照
 ○外交官等が輸入した自動車の国内における処分について(回答)(昭和三一、五、二〇 為第三五九三号) 通③(J) 参照
 ○外國の船舶又は航空機の修理等に係る許可事務の一部委任について(昭和二九、一、一三 藏為第四七三号) 通④(K) 参照
 ○外國輸送会社の本邦における円払運賃收入等の送金に関する件(昭和三一、一〇、一 藏為第四五六七号) 通⑤(D-I) 参照

- 外國為替及び外國貿易管理法第二十七条第二項の解釈について
 ○ (昭和三二、五、一六 日為管甲第八一五号) : 通 五
- 外國為替及び外國貿易管理法第五十六条の規定による聽聞の手続に関する政令
 ○ (昭和二四、一二、一 政令第三七九号) : 法一三五
- 外國為替及び外國貿易管理法第六十八条の規定による検査規則
 ○ (昭和三三、一一、二〇 大蔵省訓令第一二号) : 法四四九
- 外國為替及び外國貿易管理法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令
 ○ (昭和三三、一一、二二 大蔵省令第六三号) : 法四四六
- 外國為替及び外國貿易管理法第六十八条第二項に規定する証票の様式を定める省令
 ○ (昭和四四、三、三一 通商産業省令第二五号) : 法四五七
- 外國為替管理令
 ○ (昭和二五、六、二七 政令第一〇三号) : 法 二三
- 外國為替管理令の規定により債権を取り立てないことができる場合を指定する件
 ○ (昭和五三、三、三〇 大蔵省告示第二九号) : 法一〇〇
- 外國為替管理令の規定に基づき標準決済方法により非居住者から支払の受領をすることができない場合を指定する件
 ○ (昭和五三、三、三〇 大蔵省告示第二八号) : 法 九五
- 外國為替管理令の規定に基づく技術援助を指定する件
 ○ (昭和五三、三、三〇 大蔵省告示第二五号) : 法 一三八
- 外國為替管理令第十三条に基く許可事務 (日本銀行總裁委任分) 中大蔵大臣の事前同意を要しない場合について
 ○ (昭和三〇、八、三〇 藏為第三一四六号) : 通(3)(J) 参照
- 外國為替管理令第二十六条第一項の規定により、同令第十一条第一項の許可を受けないで非居住者に対する支払をすることができる場合指定
 ○ 注意事項について
- 同上の件
 ○ (昭和二九、五、二一 大蔵省告示第八二三号) : 法 九六
- 同上の件
 ○ (昭和二九、六、一 通産省告示第一五四号) : 法一三四
- 外國為替管理令等に基づく許可事務の委任について
 ○ (昭和五三、三、三〇 藏国第一三五二号) : 通一四三
- 外國為替管理令等に基づく許可事務等の委任について
 ○ (昭和三八、一二、二六 藏為第四六三八号) : 通一四二
- 外國為替業務を営む営業所の位置の変更について
 ○ (昭和三二、六、四 日為管甲第八二三号) : 通 三六
- 外國為替銀行に関する告示 (東京銀行)
 ○ (昭和二九、八、九 大蔵省告示第一三三八号) : 法一一九
- 外國為替銀行法
 ○ (昭和二九、四、一〇 法律第六七号) : 法四七一
- 外國為替銀行法施行規則
 ○ (昭和二九、五、六 大蔵省令第二八号) : 法四五七五
- 外國為替公認銀行が営業所以外の場所において両替業務を営むことについて外國為替及び外國貿易管理法上の取扱について
 ○ (昭和三〇、五、三〇 日為管甲第六五九号) : 通 三六
- 外國為替公認銀行が外國にある非居住者の依頼に基いて輸出貨物代金として預託された未払送金為替の取扱について
 ○ (昭和三一、一〇、三〇 日為管甲第七七一号) : 通(1)(D-I) 参照
- 外國為替公認銀行における認証等事務取扱要領について
 ○ (昭和三六、四、一 日為管甲第一一九二号) : 通一一九
- 外國為替公認銀行に関する告示 (一覧表省略) : 法一二九
- 外國為替公認銀行 (在日外國銀行) に関する告示一覧 : 法一二一

- 外国為替公認銀行の外國為替持高の規制について
（昭和二五、五、三〇 日為第一二号）：通 一（AⅤ）参照 五五
- 外國為替公認銀行の外國為替持高の規制の取扱いについて
（昭和二六、四、三〇 政令第一二二号）：法四四三
- 外國為替公認銀行の外國為替持高の規制の取扱いについて
（昭和二六、四、三〇 政令第一二二号）：法四四三
- 外國為替公認銀行の外國為替持高の規制の取扱いについて
（昭和二六、四、三〇 政令第一二二号）：法四四三
- 外國為替公認銀行の外貨債権の売買に関する非常停止について
（昭和二九、一、二一 藏國第三三四号）：通 一八
- 外國為替公認銀行の貿易外送金に関する事務取扱要領について
（昭和三一、一、一八 藏為第四一二〇号）：通 三七
- 外國為替公認銀行及び両替商の認可申請手続等に関する省令
（昭和三四、一二、一 大藏省令第一〇二号）：法 一九
- 外國為替公認銀行及び両替商の報告に関する政令
（昭和三四、一二、一 大藏省令第一〇二号）：法 一九
- 外國為替公認銀行及び両替商の報告に関する政令
（昭和三四、一二、一 政令第三七七号）：法 一一四
- 外國為替公認銀行及び両替商の報告に関する政令等に基づく報告書等の徵収及びそれに附帯する事務の委任について
（昭和三四、一二、一 大藏省令第一〇二号）：法 一九
- 外國為替公認銀行等の報告に関する省令
（昭和三九、六、二七 大藏省令第四四三号）：法 一一五
- 外國為替公認銀行等の報告に関する省令の規定に基づく報告書等の作成及び提出要領等について（外貨資金の運用及び調達状況等に係るもの）
（昭和三九、六、二七 日為第三〇号の二）：通 七三
- 外國為替公認銀行等の報告に関する省令の規定に基づく報告書等の作成及び提出要領について（輸出入及び貿易外為替取引等に係るもの）
（昭和三九、六、二七 日為第二九号）：通 五八
- 外國為替公認銀行の外國為替持高の規制について
（昭和二五、五、三〇 日為第一二号）：通 五七
- 外國為替公認銀行の外貨債権の売買に関する非常停止について
（昭和二九、一、二一 藏國第三三四号）：通 一八
- 外國為替公認銀行の貿易外送金に関する事務取扱要領について
（昭和三一、一、一八 藏為第四一二〇号）：通 三七
- 外國人の財産取得に関する政令
（昭和二四、三、一五 政令第五一号）：法三四一
- 外國人の財産取得に関する政令の規定により日本銀行に取り扱わせる事務の範囲を定める政令
（昭和二七、八、二一 大藏・通産省告示第一号）：法三四七
- 外国人の財産取得に関する政令
（昭和二七、七、三一 政令第三二二号）：法三四五
- 外国人の財産取得に関する政令
（昭和二四、三、一六 外資委員会規則第一号）：法三四五
- 外国政府の在日機関に対して内国支払手段をもつてなされる保証について
（昭和二四、三、一六 外資委員会規則第一号）：法三四五
- 外国政府の不動産に関する権利の取得に関する規則
（昭和二四、一〇、四 外資委員会規則第二号）：法三五六
- 外国政府の不動産に関する権利の取得に関する規則
（昭和二五、一〇、一一 大藏省令第一〇〇号）：法三五一
- 外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令
（昭和二四、一〇、四 外資委員会規則第二号）：法三五六
- 外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令
（昭和二四、八、一八 政令第三一号）：法三四八
- 外国政府の不動産に関する権利の取得に関する政令により大蔵大臣の指定する国
（昭和二六、三、三〇 法律第五六号）：法四三七

- (昭和二七、八、二一 大蔵省告示第一五三二号) : 法三五七
 ●外国投資家が株式又は持分を取得する場合のうち資産の運用にあたるもの定める省令 :
- （昭和四二、六、三〇 通産・運輸・郵政・大蔵・厚生・農林建設省令第一号） : 法四〇二
- 外国投資家とならないもの指定 :
- (昭和二五、六、二八 外資委員会告示第三号) : 法四三三
 ●外国投資家とならないもの指定 :
- (昭和三〇、六、二五 大蔵省告示第三四四号) : 法四三三
 ○外国投資家預金勘定に関する省令 :
- (昭和二七、九、三〇 大蔵省令第一二〇号) : 法(2)参照
 ○外国投資家預金勘定に関する政令 :
- (昭和二七、九、三〇 政令第四二七号) : 法(2)参照
 ○外國郵便為替規則 :
- (昭和三四、三、三一 郵政省令第四号) : 法二三三
 ○外國郵便為替交換局 :
- (昭和三四、三、三一 郵政省告示第二五五号) : 法(1)参照
 ○外國郵便為替等に適用する外貨貨幣換算割合の件 :
- (昭和三四、三、三一 郵政省告示第二一九号) : 法(1)参照
 ○外國郵便禁制品の輸出について :
- (昭和三二、四、四 輸出注意事項三二第一八号) : 法(1)参照
 ○外國郵便振替規則 :
- (昭和四〇、一二、二四 郵政省令第四五号) : 法(1)参照
 ○外資に関する法律 :
- (昭和二五、五、一〇 法律第一六三号) : 法三六〇
 ○外資に関する法律に基づく技術援助の指定 :
- (昭和二五、七、二八 外資委員会告示第五号) : 法四二九
 ○外資に関する法律の規定により日本銀行に取り扱わせる事務の範囲を定める省令 :
- (昭和四二、六、三〇 通産・運輸・郵政・大蔵・厚生・農林建設省令第二号) : 法四〇五
- 外資に関する法律の規定により日本銀行に取り扱わせる事務の範囲を定める政令 :
- (昭和三一、一〇、三〇 藏為第五〇八九号) : 通(3)(J)参照
 ○外資に関する法律の規定による送金の手続に関する省令にに基き大蔵大臣に対し決算報告書及び公認会計士の監査証明のある書類を提出しなければならないものを指定 :
- (昭和二八、五、二六 大蔵省告示第九四三号) : 法四三二
 ○外資に関する法律の規定による送金の手続に関する省令第一条による外貨送金記録帳について :
- (昭和二九、五、一九 日為管甲第五五三号) : 通(3)(N)参照
 ○外資に関する法律の規定による送金の手続に関する省令第一条の事務等の全部を日本銀行に委任する告示 :
- (昭和二八、五、二六 大蔵・通産省告示第三号) : 法四三二
 ○外資に関する法律の規定による認可(指定)を受けた株式等の配当金等の送金に関する事務の取扱一部改正について :
- (昭和三三、四、一 日為管甲第八(ニ)号) : 通(3)(N)参照
 ○外資に関する法律の規定に基づく認可の基準の特例等に関する政令 :
- (昭和二七、七、一 政令第二二一号) : 法三九八
 ○外資に関する法律の規定に基づく認可の基準の特例等に関する政令 :
- (昭和三九、一〇、一五 通産・運輸・郵政・大蔵・厚生・農林建設省告示第一号) : 法四〇三
- 外資に関する法律の規定に基づく認可の基準の特例等に関する政令第二条第二号に規定する主務大臣の指定する国

- 外資に関する法律第二十条の規定による聽聞の手続に関する政令 (昭和二五、六、一八 外資委員会規則第一号) : 法三九五
- 外資審議会令 (昭和二七、七、三一 政令第三〇九号) : 法四三五
- 確定金額によらない許可に基く貿易外送金 (通商産業省所管に係るもの) の取扱いについて (昭和三五、二、二〇 日為管甲第一一〇六号) : 通五五
- 関税及び貿易に関する一般協定 (昭和二三、一〇、三〇 ジュネーヴで作成) : 法③参照
- 関税暫定措置法 (昭和三五、二、三一 法律第三六号) : 法③参照
- 関税暫定措置法施行令 (昭和三五、三、三一 政令第六九号) : 法③参照
- 関税定率法 (明治四三、四、一五 法律第五四号) : 法③参照
- 関税定率法施行規則 (昭和四四、三、三一 大蔵省令第一六号) : 法③参照
- 関税定率法施行令 (昭和二九、六、二二 政令第一五五号) : 法③参照
- 関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令 (昭和三〇、九、一〇 政令第二三七号) : 法③参照
- 関税法 (昭和二九、四、二 法律第六一号) : 法③参照
- 関税法の施行期日を定める政令 (昭和二九、六、一一 政令第一三八号) : 法③参照
- 関税法施行令 (昭和二九、六、一一 政令第一三八号) : 法③参照
- 韓国との輸入先行円建エスクロウ条件付求償貿易に係る輸入及び輸出の承認に対する包括同意について (昭和三一、二、三 藏為第四四三号) : 通①(AⅤ) 参照

き の 部

- ギヤランティ渡航者が航空又は船舶運賃到着払に關する保証金を本邦内航空又は船会社に差入れることについての為替管理法上の取扱いについて (昭和三〇、八、一一 日為管甲第六七五号) : 通①(AⅣ) 参照
- 技術導入の自由化について (昭和四三、五、一〇 閣議決定) : 法四一二
- 技術導入の自由化について (昭和四七、六、三〇 閣議決定) : 法四二七
- 基準外国為替相場及び裁定外国為替相場 (昭和二四、一二、一一大蔵省告示第九七(号) : 法一〇八
- 貴金属の輸出又は輸入に関する取扱いについて (昭和五三、三、三一 藏國第一四三二号) : 通③(J) 参照
- 旧日本占領地域において発行した外貨証券の移転に関する制限免除について (昭和二九、一二、二四 日為管甲第六一三号) : 通①(AⅤ) 参照
- 居住性の判定の基準等について (昭和三五、三、一四 日為管甲第一一一二号) : 通一
- 居住性認定事務の取扱の細目について (昭和三五、三、一〇 藏為第九四〇号) : 通一四四
- 行政協定第十一条と臨時政令第九条との関係について (法令解説)
- 行政不服審査法 (昭和三七、九、一五 法律第一六〇号) : 法①参照

くの部

ここの部

けの部

- ◎軍票の寄託の処理について
（昭和二九、六、一 大蔵省令第二〇〇五号）……通②(E)参照
- ◎軍票の寄託手続に関する省令
（昭和二九、六、一 大蔵省令第四六号）……法①参照
- ◎軍票の偽造及び偽造軍票の行使について（法令解説）……法②参照
- （昭和二七、八、一 大蔵省令第三〇〇五号）……通②(E)参照
- ◎軍票の不法所持について（法令解説）……法②参照
- （昭和二七、八、一 大蔵省令第三〇〇五号）……通②(E)参照

- 経済企画庁組織令（抄）……法四三六
- （昭和三二、七、三一 政令第二三五号）……法四三六
- 経済協力開発機構の経常的貿易外取引の自由化に関する規約
（昭和三九、四、二八 条約第七号）……法五三九
- 経済協力開発機構の資本移動の自由化に関する規約
（昭和三九、四、二八 条約第七号）……法五三九
- 経済協力開発機構条約
（昭和三九、四、二八 条約第七号）……法五三九
- 決済通貨等の取扱について
（昭和三四、一、三一 輸入注意事項）……通一三二
- （昭和三四、一、三一 輸入注意事項）……通一三二
- 国際通貨基金協定
（昭和二七、八、二六 条約第一三号）……法四八〇
- 国際復興開発銀行への加盟に伴う法律
（昭和二七、八、二六 条約第一四号）……法五一七
- 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置
に関する法律
（昭和二八、七、四 法律第五一号）……法②参照
- 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置
（昭和二八、七、四 法律第五一号）……法②参照

- に規定する法律に関する外國政府金融機関を定める政令
 (昭和三一、五、二五 政令第一五四号) : 法2 参照
- 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置
 に関する法律に規定する主務大臣を定める政令
 (昭和四〇、六、一四 政令第二〇(四号)) : 法2 参照
- 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置
 に関する法律に基づき政府が保証契約をすることができる
 地方債証券を定める政令
 (昭和四〇、六、一四 政令第二〇(三号)) : 法2 参照
- 国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置
 に関する法律に基づき政府が保証契約をすることができる
 法人を定める政令
 (昭和四〇、八、二七 政令第二八七号) : 法2 参照
- 国際復興開発銀行等からの外資の受入に伴い引き渡す債
 券に関する政令
 (昭和二八、一二、二 政令第三七六号) : 法2 参照
- 国際連合貿易雇用会議準備委員会の第二回会期終了の際
 に採択した最終議定書(関税及び貿易に関する一般協定)
 (昭和三〇、九、一〇 適用) : 法③参照
- 在外日系法人等の他の現地法人に対する出資等について
 (昭和三〇、四、二三 藏為第一五二七号) : 通①(A IV) 参照
- 在日外国企業の非居住者からの支払の受領に関する件
 (昭和三八、九、二 日為第五五六号) : 通 六
- 在日外国銀行が本店勘定を借記することについて
 (昭和二八、一一、一八 藏為第三三四七四号) : 通 五三

さ の 部

し の 部

- 支払手段の取扱について
 (昭和二九、四、一 二九第七号) : 通 3 (I) 参照
- 支払手段の返送について
 (昭和四七、五、八 日為第二九号) : 通 二三
- 事務の委任
 (昭和三一、一二、一一 藏為第九(六四号) : 通一四二
 ○収集用又は記念用として輸入する外國通貨の外國為替及
 び外國貿易管理法上の取扱いについて
 (昭和五三、三、三一 日為第一三号別紙③) : 通 二三
- 準備預金制度に関する法律
 (昭和三二、五、二七 法律第一三五号) : 法1 参照
- 準備預金制度に関する法律施行令
 (昭和三二、六、六 政令第一三五号) : 法1 参照
- 商社等本支店間交互計算の取扱上注意すべき事項につ
 て
 (昭和四一、三、一 藏國際第一一三号) : 通 一三
- 商社等本支店間交互計算取扱要領について
 (昭和四一、三、一 藏國際第五一一号) : 通 七
- 商社保有外貨資金による輸入貨物代金の決済について
 (昭和三一、四、九 為管第7(号) : 通①(A IV) 参照

す の 部

た の 部

●出納官吏事務規程第十六条に規定する外因貨幣換算率……
 (昭和五三、六、三〇 大蔵省告示第七一号) : 法二〇八

せ の 部

◎戦略物資輸出承認等事務処理要領……

(昭和三三、七、三一 輸出注意事項(三三第四四号)) 通⁽²⁾(H) 参照

そ の 部

●粗金及び金地金の受払等の報告に関する省令……
 (昭和二八、八、一 大蔵・通産・厚生省令第一号) : 法一三九
 ●粗金及び金地金の生産等の報告等に関する省令……
 (昭和二八、八、一 大蔵・通産省令第二号) : 法一三九

●太平洋諸島信託統治地域に関する日本とアメリカ合衆国との間の協定…… (一九六九、四、一八署名) : 法五五三
 ○対外の貸借及び収支に関する勘定令……

(昭和二五、六、七 政令第一八一号) : 法⁽²⁾ 参照

○対外の貸借及び収支に関する勘定令の施行に関する省令……
 (昭和二五、六、七 大蔵省令第六四号) : 法⁽²⁾ 参照
 ●対外支払手段又は外貨債権の本邦にある外國為替公認銀行への売却を制限するための貿易外取引の管理に関する省令……

(昭和四七、二、二五 大蔵省令第六号) : 法六四

●対外支払手段又は外貨債権の本邦にある外國為替公認銀行への売却を制限するための貿易外取引の管理に関する省令の臨時特例に関する省令 (昭和四十七年大蔵省令第六号) に規定する「大蔵大臣が別に定めるもの」について

(昭和四七、二、二五 日為第九号) 通一一〇

●対内直接投資等の自由化について……
 (昭和四二、六、六 閣議決定) : 法四〇九
 ●対内直接投資等の自由化について……
 (昭和四八、四、二七 閣議決定) : 法四一九

ち の 部

つ の 部

●仲介貿易契約の許可等について
（昭和五二、九、三〇 輸入注事項五一第三三号）……通一三九

◎日本開發銀行の発行する外貨債権に関する政令
（昭和三六、九、一二 政令第三〇八号）……法②参照

◎日本銀行の本邦外における外貨債の特別取扱に関する省
令……

（昭和二七、一一、一 大蔵省令第一三一号）……法②参照

◎日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に
基く行政協定の実施に伴う外国為替管理令等の臨時特例
に関する政令の要旨について……

（昭和二七、四、二八 日為管甲第三二五号）……通②(E)参照

●日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障
条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における
合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替管
理令等の臨時特例に関する政令……

（昭和二七、四、二八 政令第一二七号）……法一三〇

◎特別預金勘定の廃止及び外国人用の日用品の販売制度に
ついて
（昭和二六、八、二〇 大蔵省・通産省）……法①参照

（昭和二七、四、二八 大蔵省告示第七五二号）……法①参照

◎届出により外貨証券の取得又は処分等をすることができ
ない場合を指定する件
（昭和五三、三、三〇 大蔵省告示第二七号）……法一〇〇

◎日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障
条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における
合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外国為替管
理令等の臨時特例に関する政令第五条第二号の規定によ
る通貨指定……

（昭和四四、五、一七 大蔵省告示第四〇号）……法①参照

- 日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外國為替管理令等の臨時特例に関する政令第十条の規定等により指定する者……………（昭和三〇、一〇、一四 大蔵省告示第四一八号）法①参照
- 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外國為替管理令等の臨時特例に関する政令（抄）……………（昭和二九、六、一 政令第一一二九号）法五五六
- 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外國為替管理令等の臨時特例に関する政令第三条の規定により指定する者……………（昭和二九、六、一 大蔵省告示第八八七号）法①参照
- 日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う外國為替管理令等の臨時特例に関する政令等について……………（昭和二九、六、一 大蔵省告示第五五六号）通②（E）参照
- 日本国政府による経済協力開発機構の加盟国としての義務の受諾に関する同機構と日本国政府との間の了解覚書（一九六三、七）（昭和三八、七）……………法②参照
- 日本貿易振興会法（昭和三三、四、二六 法律第九五号）……………法四五
- 日本輸出入銀行業務方法書（昭和四九、一〇、一五 現在）……………通一四九
- 日本輸出入銀行法（昭和二五、一二、一五 法律第二六八号）……………法四六一
- 日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律（昭和四六、四、一五 法律第四五号）……………法②参照
- 日本輸出人銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律（昭和四六、七、五 大蔵省令第五一号）……………法②参照
- 日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する省令（昭和四六、七、五 大蔵省令第五一号）……………法②参照
- 日本輸出入銀行法による貸付金の利息の特例等に関する法律（昭和四六、七、五 大蔵省令第五一号）……………法②参照

ひ の 部

- 農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定に関連する外國為替管理令の制限免除……………（昭和三〇、六、二五 大蔵省告示第三四二号）法九四
- 非居住者が外貨交換円等及び非居住者預金勘定円以外の円貨により株式等を取得する場合の許可方式について……………（昭和三八、七、一 大蔵省令第二四九八号）通一二
- 非居住者の本邦内の支店、工場その他の営業所の報告に関する省令（昭和三八、七、一 大蔵省令第一号）法一三七
- 非居住者自由円勘定からの支払証明書等の取扱について（昭和三八、四、一 日為第一八号）……………通①（A III）参照
- 非居住者自由円勘定から生じた利息の支払等の制限免除（昭和三五、六、一〇 大蔵省告示第一二六号）法九五
- 認定制による技術援助契約の対価の支払に関する制限免除……………（昭和三八、一一、二〇 大蔵省告示第三四七号）法九五

きない場合の指定

(昭和三五、六、一〇 大蔵省告示第一二五号) : 法 九九

- 非居住者自由円勘定に係る保証行為等についての為替管理上の取扱について

(昭和三七、四、一一 日為管甲第一二五六号)

通①(AⅢ) 参照

- 非居住者自由円勘定に関する省令

九八

- 非居住者自由円勘定に関する政令

九七

- 非居住者自由円勘定に関する政令第一五七号) : 法 九八

九九

- 非居住者自由円勘定に関する政令第二条第二項第三号の規定に基づく支払を指定する件

九九

- 非居住者自由円勘定に関する政令第二条第三号の規定に基づき通商産業大臣の指定する支払を定める件

九九

(昭和三五、六、二四 第三一二号) 通商産業省告示

九九

- 非居住者自由円勘定の創設と円為替の導入に伴う為替管理上の取扱等について

九九

(昭和三五、七、一 為替總第四七号) 通①(AⅢ) 参照

九九

- 被仕向送金為替の組戻について

六

(昭和四七、五、八 藏國第一九〇八号) 通

六

- 標準外決済方法による貿易外取引の許可に対する包括同意について

六

(昭和三四、三、二六 藏為第一二五八号) 通

三三

- 標準決済方法に関する省令

一〇

について

- 標準決済方法に関する省令(昭和三七、一〇、三一 大蔵省告示第六二号) : 法 一〇
- 標準決済方法に関する省令(昭和三四、三、三〇 大蔵省告示第一〇五三号) : 法 二四

二四

ふ の 部

- プラント等の輸出に伴う工事等に係る費用の貸記に関する注意事項について

一七

- 船会社の事業収支の報告に関する省令

一七

- (昭和三一、四、三〇 大蔵省・運輸省令第一号) : 法 2 参照

へ の 部

- 米国産綿花の輸入に伴うアメリカ合衆国輸出入銀行からの借款に対する外國為替管理法上の取扱について

二〇

- (昭和三六、八、一〇 日為管甲第一二三二号) : 法 二〇

二〇

- 報告書を提出しないことができる非居住者として指定する等の件

二〇

について

(昭和三四、一〇、二二 一日為管甲第一〇五三号) 通

二四

- 貿易会議令

貨交換済証明書の発行等に関する手続を定める件

(昭和三七、一〇、三一 大蔵省告示第二六四号) : 法 一〇五

- 貿易外送金の手続に関する命令……法四三四
 (昭和二六、三、一 通産省令第一号) ……法 六七
- 「貿易外送金の手続に関する命令」に基づく外国為替公認銀行の確認手続等について……法 五三
- (昭和二六、三、一 日為管甲第一四七号) ……通 五三
- 貿易外取引の管理に関する省令……法 五三
- (昭和二八、一、二 大蔵省令第五八号) ……法 三二
- 貿易外取引の管理に関する省令の規定に基づき大蔵大臣の指定する技術援助を定める件……法 六六
- (昭和五三、三、三〇 大蔵省告示第六号) ……法 六六
- 貿易外取引の管理に関する省令別表第二第三号との(1)及び同表第四号との(1)に規定する「大蔵大臣が別に定める場合」(居住者外貨預金一般勘定及び居住者外貨預金特別勘定に貸記することができない場合の指定)について……通 七
- 貿易外取引の管理に関する省令……法 七三
- (昭和二八、九、三 蔡税第一五(三号)) ……通 I (A VII) 参照
- 本邦に輸入された後無償で輸出される貨物であつて、その輸入の際の性質及び形状が変わつていいものから通商産業大臣が告示で除くものを定める件……法 一九〇
- (昭和五三、一〇、二 通産省告示第四四一号) ……法 一九〇
- 本邦の外國為替公認銀行の出資にかかる外國法人の業務等に関する報告について……法 一九〇
- (昭和五一、四、二三 日為第六号) ……通 八三
- 本邦法人の海外支店等の行為に関する為替管理法上の取扱について……法 二一
- (昭和三〇、四、一 日為管甲第六三九号) ……通 八三
- 南ローデシアに対する全面的經濟制裁の実施に伴う貿易外取引の管理に関する省令の臨時特例に関する省令……法 一九〇
- (昭和四三、六、二〇 大蔵省令第三三号) ……法 一九〇
- 南ローデシアに対する全面的經濟制裁の実施に伴う貿易關係貿易外取引の管理に関する省令の臨時特例に関する省令……法 一九〇
- (昭和三一、五、一五 日為管甲第七三三号) ……通 I (D I) 参照
- 本邦が発行する外國為替管理関係許可通知書等に基づく、外國向け送金の場合の換算率等について……法 三五
- 本邦にある外國為替公認銀行が外國にある支店若しくは本店又は外國にある非居住者から外貨へ交換のため送付された本邦通貨を輸入することについて……法 九四
- (昭和三一、三、三一 日為第一三号別紙五) ……通 九四

み の 部

- 貿易商社本支店間交互通算の実施に伴う三国間貿易にかかる海上積荷運賃又は同保險料の円拠に関する取扱について……法四五九
- 貿易研修センター法施行規則……法四五六
- (昭和四二、九、一四 通産省令第一二六号) ……法四五九
- 貿易商社本支店間交互通算の実施に伴う三国間貿易にかかる海上積荷運賃又は同保險料の円拠に関する取扱について……法四五九
- 本行が発行する外國為替管理關係許可通知書等に対する銀行証明の励行方に関する件……法四五九

省令 (昭和四三、六、二〇 通産省令第七一號) 法 九三

む の 部

●無為替輸入についての注意事項 (昭和三九、一一、六 輸入注意事項 三九第二六号) 通一三七

●無償で輸入される郵便切手の取扱について (昭和三〇、五、一六 日為管甲第六五六号) 通③(I) 参照

ゆ の 部

●輸出貨物代金前受証明書の様式および取扱要領について (昭和三五、六、二二 日為管甲第一一四九号) 通 三〇

●輸出為替手形の買取り等について (昭和三五、一一、二二 日為第五五号) 通 三七

●輸出金融保険約款 (昭和二七、五、一五 制定) 法②参照

○輸出検査品目令 (昭和三三、一、四 政令第三号) 法②参照

●輸出検査法 (昭和三一、五、二 法律第九七号) 法二四八

●輸出検査法の施行期日を定める政令 (昭和三三、一、四 政令第一号) 法二四五

●輸出検査法施行規則 (昭和三〇、九、一三 通産省令第四五号) 法三〇九

(昭和三三、一、三一 厚生・農林・通産) 法二五七
●輸出検査法施行令 (昭和三三、一、四 政令第二号) 法二五五

●輸出事後審査事務取扱要領 (昭和四五、六、一〇 四五貿局第二六七号) 通一一三

●輸出承認事務取扱要領について (昭和三六、三、二八 輸出注意事項 三六第三三号) 通一四

●輸出申告書の様式を定める省令 (昭和四二、五、一 大蔵・通産省令第一号) 法二八七

●輸出取引承認等事務取扱要領 (昭和四三、六、一 輸出取引注意事項 四三第三三号) 通一六二

●輸出入取引審議会令 (昭和二八、八、三一 政令第二五〇号) 法四五〇

●輸出入取引法 (昭和二七、八、五 法律第二九九号) 法二八三

●輸出入取引法に基く生産業者または販売業者の協定および指定機関に関する手続に関する省令 (昭和三〇、九、一三 厚生・農林・通産) 法②参照

●輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令 (昭和三〇、一〇、二八 通産省令第五四号) 法三二九

●輸出入取引法に基く輸出の承認に関する省令別表第一の処理事務欄に掲げる事務を処理する輸出組合の当該事務を処理する事務所の所在地 (昭和三二、八、三一 通産省告示第三一九号) 法②参照

●輸出入取引法に基く輸入の承認に関する省令 (昭和四一、三、三 通産省令第一〇号) 法三三八

●輸出入取引法施行規則 (昭和三〇、九、一三 通産省令第四五号) 法三〇九